

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成28年7月7日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員）五十音順・敬称略

大杉成聖，大鷹一郎，新庄博志，高屋和子，津田公子，西脇紀孝，松村譲，大和谷護，山本善彦，吉田和宏

（事務担当者）

松本久，村田昌三，藤井一人，高橋良次，上田靖，小山明弘，舩越英明，川瀬久雄，倉崎俊和，黒澤郁夫

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 委員長を選任

委員の互選により，大津地方裁判所委員会委員長に大鷹一郎委員を選出した。

(3) 委員長代理の指名

委員長において，山本善彦委員を委員長代理に指名した。

(4) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：大津地方・家庭裁判所の現況について）。

ア 大津地方裁判所管内の統計数値について

本日の意見交換の中で統計数値を示すことを説明

イ 大津地方・家庭裁判所のウェブサイトについて

委員の意見を踏まえて，検討を進めていることを報告

(5) 意見交換

事務担当者から，簡易裁判所の取扱事件についてパワーポイントを用いて説明し，民事受付センター，法廷及び調停室の見学後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

(6) 次回委員会の日程，テーマについて

次回の委員会は，平成29年2月13日（月）午後2時から午後4時30分までとする。また，テーマは「裁判員裁判の候補者，裁判員が参加しやすい環境整備について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【利用しやすい裁判所について】

- 意見交換に先立って、来庁者から寄せられている意見を紹介させていただく。
- ▲ 以前の当委員会のご意見を踏まえて実施している「ご利用者の声（アンケート）」は、正面玄関付近のロビーや各階のエレベーター前廊下などにアンケート用紙と回収箱を備え置いて、来庁用件、施設の利用しやすさ、職員の対応などについて、来庁者の意見をいただいている。

平成27年度は1年間で19通の回答をいただいた。性別は、男性11人、女性5人、未回答3人であり、年齢は20代から70代までである。来庁用件としては、手続相談、裁判・調停の申立て、裁判・調停への出席、裁判傍聴などであった。また、施設を利用しやすいとの回答が9件、利用しにくいとの回答が8件あった。利用しにくい具体的な内容としては、「本館から別館への表示が少なくて分かりづらい。」、「開廷案内が分かりづらい。」、「昼休みにも窓口を開けてほしい。」、「裁判所のリーフレットが少ない。」といったものであった。職員の対応に関しては、「とてもよい対応であった。」、「心ある優しい対応であった。」との意見がある一方で、「説明が事務的であった。」との意見もあった。この「ご利用者の声（アンケート）」の内容は、各部署に周知しており、サインの改善等に活かしている。

- それでは、意見交換をお願いしたい。
- ホームページの内容や庁舎の案内表示のいずれも、以前の当委員会の意見を踏まえて改善されている。先ほど紹介されたアンケートでは、分かりづらいとの声もあったようであるが、個人的にはだいぶ良くなったと感じている。アンケートについてであるが、スーパーなどでは改善結果を貼り出しているところもあるが、裁判所でも結果を公開する考えはあるのか。
- ▲ アンケートの公開については、プライバシーの問題があったり、公開する前提で記載してもらっていないことなどから、現状では行っていない。
- スーパーなどでは、顧客満足度の向上に取り組んでいるとの企業イメージのアップになるという側面があると思われる。裁判所のアンケートを公開することの位置付け、期待できる効果について、どのようにお考えなのかお聞かせ願いたい。
- 必ずしも公開することが必要だとは考えていないが、利用者の声に応えているという情報発信は、裁判所もきちんと取り組んでいることのアピールに繋がるとと思われる。
- 意見を踏まえて、アンケートの取扱方法について検討していきたい。
- 本日の委員会は、本庁内を案内してもらってその空気を感じることもできたほか、支部の裁判所の様子も把握できるものであり、このような進行は分かりやすいと思う。

裁判所は普段来ない所なので、入口が最も大切だと思う。入口に受付の職員がいたが、職員かどうか分かりにくいと感じた。簡単な一枚物の表示でもいいのだが、案内役だということがはっきり分かれば来庁者も安心して声を掛けられると思う。

先ほど、若い男女が手をつないで裁判所に入ってくる姿を目にしたが、裁判所が敷居を低くしようと取り組んでいる成果が垣間見えてホッとした。

▲ 入口の職員は「守衛」という肩書であり、あの場所で案内を行っている。「案内」という表示を行うことは、利用しやすい裁判所に繋がると思うので、前向きに考えて意見を活かしたい。

○ 先ほど実際に歩いてみて、裁判所に来てからの動線や窓口の様子は分かった。しかし、これらは裁判所の前まで来た人に対する物理的なものであり、本当は裁判所の前に立つまでの精神面、気持ちが重要だと思う。私は、月に数回、市民心配事相談の相談員として活動しているが、困り事を聞いて裁判所を勧めても、頷く相談者は少ない。具体的にどうすればいいのか分からない、費用面の不安があるとの理由で二の足を踏む人がほとんどである。

机上に配られたリーフレットは、裁判所に来て初めて手に入るものなのか。市町村の窓口などには置いていないのか。

■ 御指摘の点は、自分が抱えている問題が、裁判所を利用した解決に適したケースなのかを判断してもらうためにどう取り組んでいるのかということだと思われるが、これについては、裁判所だけではなく、外部機関と連携して調停手続の情報を広める必要もあるものと思われる。リーフレットの備置き状況について、事務局から説明されたい。

▲ リーフレットは、庁舎内に備え置いているほかに、市町村や行政の相談窓口にも配布して広報をお願いしている。

■ リーフレットは、文字が小さくてポイントが掴みづらいという問題や、文字量が多いなどの問題を感じる委員もおられるかと思われるが、法律用語を正確に伝えたいという裁判所の意識が、分かりにくさに繋がるのだと思う。もっと端的で、内容を簡略化したものも用意する必要があると思う。裁判所を利用しようと思ってもらう入口段階では簡単なリーフレットで足り、実際に利用を決めた人に向けた詳しいものを用意するのも一つだと思う。

また、リーフレット以外の外部機関との連携面で、裁判所の取組状況を説明されたい。

▲ 民事調停は事件数の減少が続いている。理由の一つとして、制度のメリットが国民に知られていないことが挙げられる。リーフレットを配布する範囲を拡大するなどの取組を行っているが、現段階では目立った効果は現れていない。ある公的相談機関の相談員もしている調停委員に聞くと、相談内容には隣人紛争が少なくないということである。隣人紛争はその相談機関では扱えない内容であるが、裁判所の民事調停を案内することはほとんどないとのことであった。その理由は、相談員自身が民事調停制度のことをよく理解できていないために相談者に説明できないことにあるのではないかと考えている。

リーフレットを渡すだけでは、手続を十分に理解してもらうことは難しいと考え、このような相談員に理解してもらうことを目的として、今年の2月にその相談機関で実施された研修会に参加して直接説明を行った。このような機会を増やしていく必要があると考えている。

- 民事調停が減っているとの単純な分析ではなく、中身まで分析する必要があると思う。事件種類ごとの増減が分からないと適切なアプローチができないのではないか。
- ▲ 調停事件の種類には、宅地建物、農地、商事、交通、公害、その他一般などがある。この他に特定調停、いわゆるサラ金調停があるが、この特定調停が大きく減少している。また、交通調停以外の種類の事件は減少傾向にある。
- 特定調停とは、複数の業者から借入れをして返済が滞った場合に、これらの業者を相手として、返済計画を立てていくものである。以前は数が多かったが、利息制限法に関する最高裁の判決が出て以降、払い過ぎた返済金を返してもらうための過払金訴訟が増えた影響もあって、特定調停の事件数が減少している。ただし、これだけではなく、その他の一般調停も減っているので、調停手続の特徴である非公開性を十分に広めていきたい。大企業などでは、訴訟を行っているというだけで大きなニュースになり、その事実が株価に影響することもある。自らプレスリリースをすることもある。このような事態を避けるために非公開である調停手続を選択し、大型の事件が調停で解決することもある。訴訟よりも手数料が安いといった利点をもっと伝えていく必要がある。一方で、調停で相手と合意ができなければ訴訟をすることになり、結果的に時間が無駄になるというイメージなどもあって利用が広がらない面があるかもしれない。
- ◎ 調停委員をやっている感覚では、担当事件で調停が成立する割合は多いので、手続の有効性は高いと思う。訴訟に向かない内容を話し合えるなどのメリットを活用しきれないのはもったいないと思う。先ほど話があった外部機関に出向いての説明会はいい試みだと思う。それも一つではあるが、裁判所が出向くだけではなく、相談員などに実際に裁判所に来てもらって現場を見てもらうと手続のイメージをより持ってもらえるのではないか。
- 相談員自身に、どのような場所で、どのような手続が行われるのかというビジュアル的なイメージ持ってもらおうという観点は重要だと思う。
- トラブル解決の手段にどのような選択肢があるのかの情報を得て、理解し、納得して選択してもらうことが大切だと思う。そのためには、手続のメリット、デメリットを十分に伝えることが必要である。リーフレットの末尾に調停の特徴が書かれているが、メリットが強調されているように感じた。デメリットをリーフレットに記載しないのであれば、窓口などできちんと伝えることが重要である。相手と折り合えなければ、費用や手間を掛けても解決には至らないという事実も分かりやすく伝える必要があると思う。
- 私自身は、トラブルを裁判所で解決しようというよりは、人間関係を調整することで乗り越えてきたタイプである。しかし、問題をきちんと解決したいときには裁判所の手

続を利用する必要があるので、どのような手続が用意されているのかの案内は十分にさせていただきたい。男女共同参画に長い間取り組んでいるが、そこではモデルケースや実体験を広報誌に載せたりしている。このような手法であれば、読者は自分の立場と比較してイメージしやすいのではないかと思う。このような手法を裁判所の手続紹介に取り入れるのは難しいのかもしれないが、実際の例で説明することを検討してもいいのではないか。

また、先ほどの手続説明の中で、60万円や140万円といった金額の基準の話があったが、一般の社会基準に照らして、また、費用対効果の面で適切なものか。裁判所の手続を利用すると、準備もいるし、煩わしい面もあると思う。どれほどの負担が掛かるものなのかが分からなければ、利用しようという気にならないと思う。

- 手続に必要な費用は定額であるが、この点を事務局から説明されたい。
- ▲ 訴訟における手数料は、裁判で請求する金額によって異なる。請求額が140万円であれば、手数料は1万2000円である。また、収めてもらう郵便切手は、被告が一人であれば6000円ほどである。
- 裁判所に収める費用はこのようなものであるが、実際にはこれらの負担だけではなく、当事者の手間や場合によっては弁護士費用を要するといったトータルのコストが見えにくいという点は意識していきたい。このような点を分かりやすく伝えることは、裁判所を利用しようという意識付けの重要なファクターだと思う。
- ◎ 一般の人は情報を調べる力は持っており、個人個人が有する情報量は多いと思う。情報の入手先は、紙よりインターネット、インターネットよりスマートフォンだと思われる。裁判所のホームページには、まだまだ固い印象がある。スマートフォンで簡単に見えるようにすることや、先ほど意見が出たモデルケースを掲載することも大変わかりやすい工夫だと思う。具体的な事例を挙げて、申立てからの手続の流れやその結果、要した費用や、手続を利用した満足度などを掲載すると分かりやすいのではないか。

また、弁護士として相談を受けた際に調停手続を紹介しても、「相手はどうせ来ないだろう。」と言われることが多いが、調停委員としての経験上は相手方が出てこない事例は少ないと感じている。このような一般の人が考えている不安や疑念を的確に把握して、具体的な説明をしていくことが大切だと思う。

- △ 検察庁は、裁判員制度の導入前後には広報に力を入れた。私自身も、裁判所や弁護士会と連携して、くまやうさぎが登場する分かりやすい動物裁判という企画をやったことがある。また、地元の祭りなどに出向いて広報をやったこともある。調停手続が隣人紛争の解決にも利用できることは、私もこの場で知った。一般の人にはまだまだ知られていない部分が多いと思うので、幅広い広報活動が裁判所の利用に繋がるのではないかと感じた。インターネットや市町村の広報誌での発信や、説明会の実施などによって周知していく必要があると思う。

また、庁舎内の案内表示についてであるが、行先ごとになっていて分かりやすいと感

じたが、文字の表示と並べて平面図を設置してはどうか。文字と図面とを一覧してもらうことで案内効果が高まると思う。

- ◇ 調停は便利な制度であるが、労働紛争や医療過誤などではほとんど利用されていない。病院側の意見として、公開の訴訟ではなく非公開の調停を利用したいという声を聞いたことがあるが、実際に調停に持ち込んだ場合に、高度な医療知識がない調停委員が担当できるのかという問題があった。現在では、非訟事件手続法33条で、専門委員を調停手続に立ち合わせることができるようになり、専門委員である医師が手続に加わることができるので、調停であっても専門家の意見を踏まえての十分な話し合いが可能となっているが、このことがほとんど知られていないのが実際である。このような情報を広く知ってもらうことで、まだまだ調停制度が伸びていく余地があると思われる。

以 上